

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立芸術文化ホール条例第12条 堺市立芸術文化ホール条例施行規則第14条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用料の還付については、堺市立芸術文化ホール条例第12条及び堺市立芸術文化ホール条例施行規則第14条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立芸術文化ホール条例及び堺市立芸術文化ホール条例施行規則】別紙参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

別紙

【堺市立芸術文化ホール条例】

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める期日までに使用の許可に係る申込みの撤回をした場合については、当該撤回の期日に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【堺市立芸術文化ホール条例施行規則】

(使用料の還付)

第14条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める期日及び割合は、別表第3のとおりとする。ただし、第11条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、同表を適用しない。

2 条例第12条第2項の規定により使用料を還付することができる場合は、天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなった場合とし、その還付額は、既納の使用料の全額とする。

3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール使用料還付申請書(様式第7号)に使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとするものが、市長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。